

最高裁判所(第二小法廷) 令和●●年(〇〇)第●●号、令和●●年(〇〇)第●●号 源泉徴収に係る所得税の納税告知処分取消等請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

令和3年10月29日棄却・確定

(控訴審・大阪高等裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年4月15日判決、本資料271号-48・順号13550)

(第一審・大阪地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、令和2年6月25日判決、本資料270号-59・順号13419)

決 定

上告人兼申立人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	河合 弘之ほか
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
同指定代理人	山本 陽介

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

令和3年10月29日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 岡村 和美

裁判官 菅野 博之

裁判官 三浦 守

裁判官 草野 耕一

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。